

公 安 委 員 会	「平成26年度政策評価の実施に関する 計画（案）」等について	平成26年3月20日
説明資料No. 1		総務課

1 平成26年度政策評価の実施に関する計画（案）

- (1) 実績評価方式による評価
 - ・平成25年度実績評価書
- (2) 事業評価方式による評価
 - ・子供女性安全対策班の設置
 - ・道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制（75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入）
- (3) 総合評価方式による評価
 - ・災害に係る危機管理体制の再構築

2 平成26年度実績評価計画書（案）

平成26年度を評価対象とする実績評価について、7つの基本目標及び18の業績目標を記載した計画書を作成。

3 総合評価書（サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進）（案）

〔評価結果〕

平成23年10月に策定した「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」に基づき、サイバー空間の脅威に関する諸対策について着実に推進されていると評価することができる。しかしながら、サイバー空間における脅威はますます深刻化しており、引き続き対策を推進していく必要がある。

4 事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制）（案）

- ・シートベルト装着義務の拡大
- ・聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け
- ・安全運転管理者制度の対象の拡大

〔評価結果〕

いずれの規制についても、有効性及び効率性が認められる。

5 その他

- 本年2月28日に第27回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。
- 今後、総務大臣への送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。

公 安 委 員 会	「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等について	平成26年3月20日 交 通 企 画 課 会 計 課
説明資料No. 2		

1 楽旨

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第76号）の施行に伴い、交通安全対策特別交付金制度に関する政令等について、必要な改正を行うもの。

（改正法の主な概要）

- ① 交付税特別会計において勘定（交付税及び譲与税配付金勘定、交通安全対策特別交付金勘定）を廃止し、反則金収入は一般会計に受け入れることとする。
- ② 一般会計から交付税特別会計への各年度の繰入額は反則金収入見込額（予算額）を上限とするが、予算額以上の収入となつたために当該年度に繰り入れられなかつた額については、翌年度以降に繰り入れることとする。
- ③ 反則金収入が一般会計を経由することに伴い、交通安全対策特別交付金の各交付時期（9月及び3月）の交付額を算定する際に基準とする反則金収入の積算期間を、始期・終期とも一月早める。

9月交付分：3～8月分収入を基準→2～7月分収入を基準
 3月交付分：9～2月分収入を基準→8～1月分収入を基準

2 改正案の概要

（1）特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（別添1）

ア 交通安全対策特別交付金等に関する政令関係

1 ②及び③に伴い、通告書送付費支出金等を算定する際の基準となる積算期間を、始期・終期とも一月早める等所要の改正を行う。

イ 警察庁組織令関係

1 ①に伴い、長官官房会計課の所掌事務について所要の改正を行う。

（2）道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案（別添2）

1 ①に伴い、反則金の納付書の様式について所要の改正を行う。

（3）施行期日

平成26年4月1日

3 政令案の今後の予定

閣議決定 平成26年3月25日（火）（財務省、総務省等と共同請議）

公 安 委 員 会

説明資料No.3

平成26年度国家公安委員会・警察庁

交通安全業務計画（案）について

平成26年3月20日

交 通 企 画 課

1 交通安全業務計画の作成

（1）作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

について定めるもの。

（2）報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

2 平成26年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画（案）概要

第1章 計画の目的及び実施の方針

- 交通安全対策基本法及び第9次交通安全基本計画に基づき、安全で快適な交通社会を実現することを目標として、本業務計画に記載した施策を推進する。

第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策

第1 道路交通環境の整備

第2 交通安全思想の普及徹底

第3 安全運転の確保

第4 道路交通秩序の維持

第5 高速道路における諸対策の推進

第6 救助・救急活動の充実

第7 被害者支援の推進

第8 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

第9 交通事故抑止対策について国民の理解を深めるための情報発信等
第10 水上交通の安全

第3章 都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項

- 交通安全対策基本法第25条第3項に基づき都道府県が作成する都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項として、第2章に掲げる施策を都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策とした。

公 安 委 員 会	標識標示令改正案に対する意見募集	平成26年3月20日
説明資料No. 4	等について	交 通 規 制 課

1 改正趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 規制標識「環状の交差点における右回り通行」の新設（改正法第4条第3項関係）
車両の通行の用に供する部分が環状の交差点において、車両が右回りに通行すべきことを指定する規制標識を新設

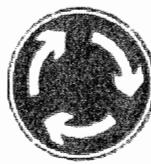


規制標識「環状の交差点における右回り通行（327の10）」

【参考：各国の道路標識】



国連道路標識



イギリス



アメリカ

- (2) 規制標示「環状交差点における左折等の方法」の新設（改正法第35条の2関係）
環状交差点において左折等するときに通行すべき部分を指定する規制標示を新設



規制標示「環状交差点における左折等の方法（111の2）」

3 意見の募集期間

平成26年3月24日（月）から4月22日（火）まで

4 その他（国土交通省関係の標識標示令改正）

外国人旅行者も含めた道路利用者に分かりやすい案内標識となるよう、英語表記その他の所要の改正を行うもの。

※ 国土交通省において、平成26年2月10日から3月11日まで意見公募手続を実施済み。

※ 今後の予定

平成26年3月25日（火） 公布

平成26年4月1日（火） 施行

公安委員会
説明資料No.5

警察庁長官に対する異議申立てに係る決定(行政機関個人情報保護法関係)及び開示請求の決定(行政機関情報公開法関係)について

平成26年3月20日
総務課

(略)

(略)

公安委員会 説明資料No.6	「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめについて	平成26年3月20日 給与厚生課
-------------------	---	---------------------

1 経緯等

- ・ 第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に基づいて、犯罪被害者等施策推進会議（国家公安委員会委員長等の閣僚等により構成。会長は官房長官）の下に「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が設置
- ・ 有識者（椎橋隆幸中央大学大学院教授（座長）等）並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省の局長級職員により構成され、計18回にわたり検討
- ・ 本年1月に取りまとめを決定

2 取りまとめにおける提言概要（警察庁関係）

(1) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな制度の創設に関する提言

ア 親族間犯罪被害者への支給に関するもの

犯罪被害給付制度において給付金が原則不支給とされている親族間犯罪について、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例をDV事案以外にも認めるべきである。

イ 海外での犯罪被害者に対する経済的支援に関するもの

犯罪被害給付制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべきである。

(2) 現行制度の運用等に関する提言

ア 犯罪被害給付制度に関するもの

(ア) 親族間犯罪に係る犯罪被害者支援法及び同法施行規則の規定に関し、都道府県警察等の支援の現場への教育、周知が徹底されるべきである。

(イ) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金に関し、被害者の負担軽減を更に図るべき合理性が認められる実態があるか確認するため、現行制度について運用状況を更に詳細に調査すべきである。

(ウ) 引き続き、犯罪被害給付制度における本給付の迅速な裁定に努めていくべきであり、犯罪被害者等の要望を踏まえ、仮給付制度の一層の活用がなされるべきである。

イ その他のもの

海外での犯罪被害者についても、経済的な支援の観点だけではなく、外務省（在外公館）と、日本での当該被害者又はその家族の所在地における、既存の犯罪被害者支援体制との連携構築が必要である。

3 今後の予定

本年度末までに犯罪被害者等施策推進会議において、同取りまとめに従った施策を与党と連携しつつ推進する旨決定した後、内閣府により公表される予定。

第1 ストーカー事案の対応状況

	24年	25年	対前年比	増減率	
ストーカー事案認知件数	19,920	21,089	1,169	5.9%	
検挙件数	1,773	1,889	116	6.5%	
刑法等検挙	1,504	1,574	70	4.7%	
ストーカー規制法違反検挙	351	402	51	14.5%	
ストーカー行為罪	340	392	52	15.3%	
禁止命令等違反	11	10	-1	-9.1%	
ストーカー規制法に基づく対応	警告	2,284	2,452	168	7.4%
	禁止命令等	69	103	34	49.3%
	警察本部長等の援助	4,485	6,770	2,285	50.9%
その他の対応	行為者への指導警告	7,410	9,199	1,789	24.1%
	被害者への防犯指導	16,453	19,005	2,552	15.5%

【参考】改正ストーカー規制法適用状況

- 電子メールの連続送信
警告 143件、禁止命令等 8件、ストーカー規制法違反検挙 43件
- 被害者の住所地以外の、被害者の居所、行為者の所在地、行為地を管轄する警察又は公安委員会による実施
警告 95件、禁止命令等 4件
- 警告申出人からの申出を受けて禁止命令等を実施 30件

第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

	24年	25年	対前年比	増減率	
配偶者からの暴力事案認知件数	43,950	49,533	5,583	12.7%	
検挙件数	4,207	4,405	198	4.7%	
刑法等検挙	4,103	4,300	197	4.8%	
保護命令違反検挙	121	110	-11	-9.1%	
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求	2,985	2,788	-197	-6.6%
	裁判所からの保護命令通知	2,572	2,379	-193	-7.5%
	警察本部長等の援助	13,059	16,875	3,816	29.2%
その他の対応	加害者への指導警告	14,963	17,129	2,166	14.5%
	防犯指導・防犯機器貸出し	37,088	40,192	3,104	8.4%

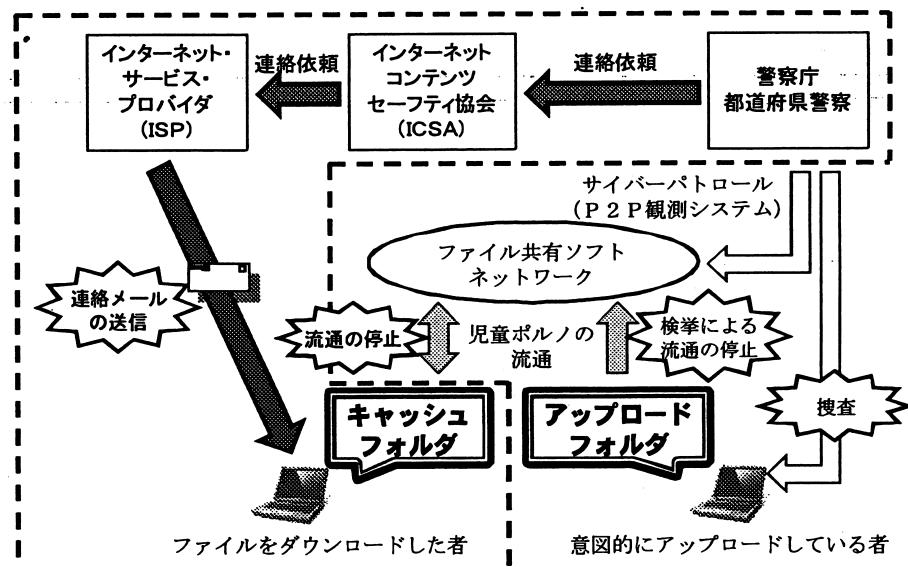
第3 人身安全関連事案への対処体制の構築状況

4月1日までに全都道府県警察において構築予定

ファイル共有ソフトネットワーク上の児童ポルノ事犯の送致件数は依然として高水準であるが、同種事犯に対処するためには、取締りとともに被害拡大防止対策に取り組む必要があるところ、総務省と連携し関連事業者の自主的な協力を得て、平成26年4月から同ネットワーク上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を実施するもの。

1 取組の概要

ファイル共有ソフトのキャッシュフォルダから児童ポルノを流通させている者に対し、警察庁がインターネットコンテンツセーフティ協会（I C S A）を介してインターネット・サービス・プロバイダ（I S P）に連絡を依頼。児童ポルノを流通させていること等の内容の連絡メールをI S Pから送信し、メールを受信した者にキャッシュフォルダのファイルの削除を促すもの。



※ 対象となるファイル共有ソフトでは、使用者が意図したか否かに関わらず、ダウンロードしたファイルのコピーがキャッシュフォルダに自動的に保存された上で、アップロードも行われる。

2 取組開始に至る経緯

- 平成24年に滋賀県警察とI S P一社が協定を締結し取組を開始
- 平成25年5月に開催された犯罪対策閣僚会議において、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進を盛り込んだ「第二次児童ポルノ排除総合対策」を決定

3 取組に参加するI S P

I S P 23社が参加

公安委員会 説明資料No.9	特定抗争指定暴力団等の 指定の期限延長について	平成26年3月20日 暴力団対策課
-------------------	----------------------------	----------------------

1 経緯

福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会は、平成24年12月27日、道仁会及び浪川睦会（九州誠道会）を特定抗争指定暴力団等として指定（平成25年3月、6月、9月及び12月に同指定の期限を延長）した。

上記指定は、平成26年3月26日にその期限が満了することから、今般、上記各公安委員会において、指定の期限を延長するもの。

2 特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長

(1) 指定の期限延長に係る指定暴力団

道仁会及び浪川睦会

(2) 延長する期間

3箇月間（平成26年3月27日から平成26年6月26日まで）

(3) 警戒区域

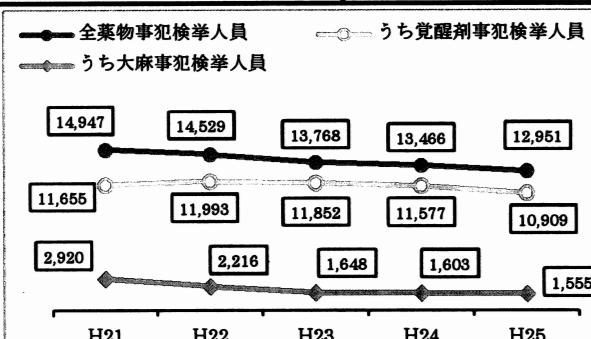
変更なし（別紙のとおり）

3 今後の方針

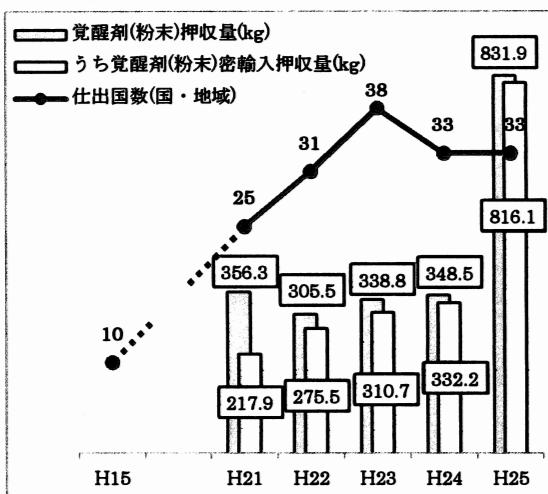
上記指定制度を効果的に活用するとともに、取締り及び警戒活動の徹底を図り、抗争事件の抑止に努める。

【薬物情勢】**1 検挙人員**

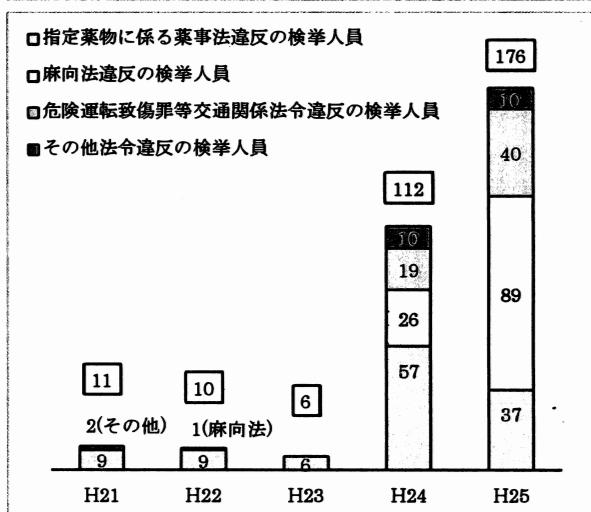
- 全薬物事犯検挙人員は 4 年連続減少するも、依然として高水準で推移。
- 覚醒剤事犯検挙人員は 84.2% を占め、最大の課題。

1~3
20 頁**2 覚醒剤押収量及び密輸入**

- 覚醒剤押収量は平成 11 年、12 年に次いで過去 3 番目。
- 平成 21 年以降、仕出国が多様化。
- コンテナ利用の大量密輸入に加え、運び屋による密輸入量が増加傾向。

3, 4
10~12
20 頁**3 「脱法ドラッグ」対策**

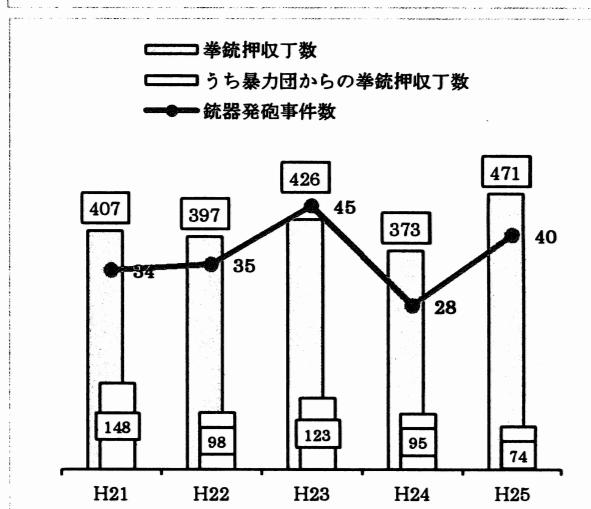
- 検挙人員は前年比で増加。
- 指定薬物から格上げされた麻薬の検挙人員の増加が顕著。
- 麻向法違反の検挙人員のうち、約 3 割において指定薬物も押収。



9 頁

25~30
頁**【銃器情勢】**

- 銃器発砲事件数は平成 14 年以降減少傾向。平成 20 年に 50 件を下回り、以後、低水準で推移。
- 拳銃押収丁数は平成 17 年以降、ほぼ横ばい。暴力団からの押収丁数は過去最少。

**【今後の取組方針】**

- 薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りの強化。
- 「脱法ドラッグ」対策の強化。
- 様々な捜査手法の活用及び積極的な拳銃情報の収集による摘発の強化。

公安委員会	アンネ・フランク関連図書に対する 器物損壊等事件の検挙について	平成26年3月20日
説明資料No.11		捜査第一課

警視庁は、平成26年3月14日、東京都杉並区内の同区立図書館におけるアンネ・フランク関連図書に対する器物損壊等事件で被疑者を逮捕した。

1 被疑者

住居 東京都小平市

A 男 (36歳)

2 逮捕事実の概要

被疑者は、平成26年2月5日、東京都杉並区立南荻窪図書館に侵入し、アンネ・フランク関連図書23冊を引き裂き、損壊したもの。

※ 罪名～建造物侵入、器物損壊

3 捜査の経緯

- (1) 平成25年2月から本年2月までの間、東京都内5区3市の公立図書館38館及び豊島区内の書店1店舗並びに神奈川県横浜市内の公立図書館2館において、アンネ・フランク関連図書300冊以上が損壊される被害を認知。
- (2) 2月24日、警視庁において捜査本部を設置。
- (3) 3月7日、豊島区内の書店に対する建造物侵入で被疑者を逮捕。
- (4) 3月14日、上記2の事実で被疑者を再逮捕。

4 今後の方針

警視庁において、事件の全容解明に向け、鋭意捜査を進めていく方針。

公安委員会	埼玉県富士見市における	平成26年3月20日
説明資料No.12	男児死体遺棄事件について	捜査第一課

神奈川県警察は、平成26年3月17日、埼玉県富士見市において発生した男児死体遺棄事件について、3月18日、被疑者を死体遺棄罪で逮捕した。

1 発生年月日・場所

平成26年3月7日、埼玉県富士見市地内 被疑者方

2 被害者

神奈川県横浜市

A男（2歳）

3 被疑者

埼玉県富士見市

自称 保育士 () (26歳)

4 逮捕関係

平成26年3月18日（火）午後1時01分 死体遺棄罪で通常逮捕

5 事業の概要

被疑者は、上記日時場所において、被害者の母親から預かっていた被害者が自宅で死亡したが、その死体を自室内に放置し、もって死体を遺棄したもの。

6 捜査経過

- (1) 3月16日、被害者の母親から「子供を預けたベビーシッターと連絡が取れない」との届出が神奈川県磯子警察署になされたことにより、本件を認知。
- (2) 3月17日、所要の捜査により、被疑者の居住地を判明させ、同所から既に死亡していた被害者を発見。
- (3) 3月18日、被疑者を死体遺棄罪で通常逮捕。

7 今後の方針

神奈川県警察において、事件の全容解明に向け、鋭意捜査を進めていく方針。

公 安 委 員 会	不正競争防止法違反事件被疑者の検挙に	平成26年3月20日
説明資料No. 13	について	捜査第二課

警視庁は、本年3月13日、不正競争防止法違反で被疑者1名を逮捕した。

1 被疑者

住居 福岡県北九州市

職業

氏名 () 52歳

2 事案の概要

被疑者は、国内大手電機メーカーと共同開発を行っていた半導体メーカーの社員であった者であるが、守秘義務に違背し、平成19年4月頃から平成20年5月頃までの間、付与されたユーザーIDを使用して、半導体関連の営業秘密が記録されたサーバーコンピュータにアクセスし、可搬型記録媒体に当該営業秘密を複製して領得した上、平成20年7月頃、外国の別の半導体メーカーにおいて開示したもの。

3 捜査の経緯

警視庁が、平成25年7月大手電機メーカーから告訴を受理して、捜査を進め、今回の被疑者逮捕に至ったもの。

4 罪名及び罰条

平成21年改正前の不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）
(10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

1 法人の概要

自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修の実施、運転経験に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付並びに交通事故に関する調査研究等を行っている法人であり、東京都所在の本部、茨城県所在の安全運転中央研修所のほか、全都道府県に51事務所を置き、合計約450人の職員を擁している。

2 評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可（長官専決）を受けて、理事長が任命することとされている。

3 今回の認可申請

16名の評議員のうち10名が任期満了となることから、6名の再任及び2名の就任について認可申請がなされたため、平成26年3月12日付けで長官専決により認可した。

- 関 政治（全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長）
- 橋本 光男（全国知事会事務総長）
- 山村レイコ（エッセイスト、ラリースト）
- 山口 浩一（全国交通運輸労働組合総連合中央執行委員長）
- 身吉 英孝（全国共済農業協同組合連合会全国本部自動車部長）
- 石田 敏郎（早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科教授）
※ 以上、再任者（6名）
- 須田 義大（東京大学生産技術研究所教授）
- 小野 正博（公益財団法人日本交通管理技術協会会长）
※ 以上、就任者（2名）